

令和5年9月21日

## 質問回答書

旧寄中学校利活用事業者募集要項等に関し寄せられた質問について、以下のとおり回答します。

No.	質問内容	回答
1	募集要項「4施設の概要（7）経費」ですが、修繕費の具体的な内容を教えてください。	修繕費の主な内容は、平成30年度は、割れた窓ガラスの修繕、合併処理浄化槽のブローア－交換及び臭気ファン交換、令和4年度は、合併処理浄化槽のブローア－交換及び消泡ポンプ交換についての経費です。
2	募集要項「4施設の概要※令和4年度は、町と利活用事業者間とで使用料等に基づき案分し、上記合計金額には502,647円の事業者負担が含まれています。」こちらの詳細が不明ですので具体的に教えてください。	令和4年度は、町と利活用事業者との協議の上、電気や水道の使用状況等を基準として、維持管理経費計2,574,151円のうち、光熱水費205,903円、通信運搬費6,872円、各委託料の一部計289,872円の合計502,647円を利活用事業者負担していただいたものです。
3	教室等の一部を地域に興味がある第三者に貸し出しは可能でしょうか。	募集要項「5参加資格要件」を満たし、かつ、その用途が「6募集する提案内容」の（1）に記載されている禁止事項に該当しない場合に限り、町の事前の承認の上、第三者への転貸は可能です。
4	募集要項「8提案の条件等（2）⑥子メーターの設置」ですが、令和4年度までの利活用事業者が設置したものは残っているのでしょうか。	事業実施にあたっては、新たに子メーターの設置等の対応をお願いします。
5	屋上にテラス等の設置は可能でしょうか。	校舎屋上は、貸付範囲に含まれており、募集要項「7事業手法」の（3）②に記載のとおり、内装及び外装の改修や建築設備の設置を行うことは可能ですが、事前に町の承認が必要です。また、屋上には、太陽光パネルが設置されていることから、本物件に影響を及ぼさないよう計画してください。

		なお、設置にあたっては、関係法令の順守をお願いいたします。
6	校舎の一部を宿泊業の許可がおりた際、宿泊施設としての活用は可能でしょうか。	宿泊施設としての活用は可能です。ただし、宿泊施設として活用する場合には、建築基準法や消防法など各種法令に定められている基準を満たすため、用途変更等の手続きや施設の改修などが必要となります。